

議会だより



[表紙写真]

4月6日（月）に町内の各小学校で入学式が行われました。

今回はコロナウイルスの影響で一年生のみとなりましたが、元気に入學式に臨んでいました。

第1回定例会	P 2 ~ 6
一般質問	P 7 ~ 18
委員会レポート	P 19 ~ 20
政務活動費執行状況	P 21
議会の動き・編集後記	P 22



令和2年第1回定例会が3月2日から19日まで行われました。

補正予算、条例の改正等の議案の審議を行い、全て原案のとおり可決しました。

審議された議案のあらましについては以下のとおりです。

令和2年度予算

		令和2年度予算	平成31年度予算	前年比
一般会計		88億9640万6千円	87億1367万6千円	1億8273万円 増
特別会計	国民健康保険事業	13億1792万円	13億2391万8千円	599万8千円 減
	後期高齢者医療	1億6151万円	1億5107万円	1044万円 増
	介護保険事業	9億9032万3千円	10億2761万4千円	3729万1千円 減
	介護サービス事業	5856万5千円	6281万8千円	425万3千円 減
	簡易水道事業	3億3946万4千円	3億2035万6千円	1910万8千円 増
	営農用水道等事業	1577万3千円	1525万5千円	51万8千円 増
	公共下水道事業	4億2677万6千円	3億6551万3千円	6126万3千円 増
	漁業集落排水事業	1133万9千円	1462万1千円	328万2千円 減
	風力発電事業	3460万8千円	5049万1千円	1588万3千円 減
	瀬棚港旅客施設事業		192万5千円	192万5千円 減
病院事業会計(収益的収入及び支出)		12億7394万2千円	13億1907万7千円	4513万5千円 減
病院事業会計(収入)		1328万8千円	1856万4千円	527万6千円 減
(資本的収入及び支出)(支出)		3010万7千円	3462万9千円	452万2千円 減
合計		135億7002万1千円	134億1952万7千円	1億5049万4千円 増

令和2年度予算は賛成多数により可決されました。

討 論

◎反対討論 石原広務 議員

合併して15年を経過します。

国が進めた平成の大合併、

飽と言われた合併特例債、合併したらどれほど町が良くなるのかと安易な期待感、今後、

1町分しか入らなくなる交付税を不安視する町民の声。だからこそ、我が町の基幹産業のさらなる振興、発展を指すべき時です。人口減、高齢化、少子化はもとより、交付税の削減はとくに想定されていたことでもあります。

一次産業は大事としながら、漁業チャレンジ事業もバージョンアップしたものを考えていくと言っておきながら、結果は身の丈という言葉を繰り返し、やれませんが、できせんとする町長の姿勢は理解できません。

前回の改選年の予算に大型

の政策予算を打ち出すようなことはせず、産業振興に繋がる継続的な予算措置をするべきであり、そのような予算になっていない以上、令和2年度せたな町一般会計予算には反対いたします。

◎反対討論 菅原義幸 議員

計上されている町民生活に必要な予算に反対するものではありません。しかし漁業者の被害救済や、新チャレンジ事業、修学旅行費の一部補助など、財源があるにもかかわらず町民が求める切実な要求に向き合わないという政治姿勢を認めるわけにはまいりません。

せたな町は今急速な人口減少子高齢化、基幹産業の不振と後継者難という三重苦に直面しています。ところが新年度の町政執行方針は、これらの問題に回答せず、使い古しの文言の羅列に終始している

第1回定例会



ことは、誠に残念であります。高橋町政には3つの問題点があります。その第1は、国民宿舍あわび山荘の存続を望む圧倒的な大成区民の要望に背を向けたことであります。これは明確な選挙公約違反であり、区民の怒りを買いました。その結果、高橋後援会大成支部は解散し、看板もすべて撤去され、町民に対する信頼は失墜しました。

第2の問題は、議案も出さず、議会も通さずに町長が1億5000万円の補助金を自分の会社1社にだけ出したこととあります。当初町長は、法律違反では無いとしていましたが、最終的には不適切な行為だと認めざるを得ませんでした。

町民からは、町長が経営する会社にしか出さないのは酷過ぎる、不適切だと認めたのであれば補助金は返すべきだという批判が出ています。町長の一連の行為は、行政の締め付けであると言わざるを得ません。

第3の問題は、せたな雅荘

再開をめぐる不正確な答弁です。これまで町長は、町内事業所に検討をお願いしており、私もお願いしているとしていました。しかしこの町内事業所は、社会福祉法人でないために、財産処分の対象になり得ず、答弁に齟齬が生じています。

加えて、雅荘の再開は恵福会の問題であって、町は交渉相手と恵福会のテーブルにすぎないとまで発言しました。老人福祉と介護をめぐる行政責任の放棄ではないでしょうか。このような高橋町政のあり方を批判するとともに、町民の声と希望が届く町政への転換をめざす決意を表明し、反対討論といたします。

◎賛成討論 道高 勉 議員
合併算定替えの最終年となる令和2年度一般会計予算は、前年度比2.1%増の88億9640万6000円となりました。どうぞいります。

歳入では、普通地方交付税が前年度比5.7%減の40億4049万9000円を見

込みながら、国、道からの補助金等の有効活用や、合併特例債や防災事業債など交付税措置のある優良な起債の活用、財政調整基金ほか各種目的基金からの繰り入れなどにより財源が確保されたところでございます。

また歳出では、町民の安全安心に向けた防災行政無線デジタル化整備事業や、保健、福祉、医療、介護の充実施策、若者の雇用創出と定住促進等のための産業等活性化補助事業を盛り込むなど、多岐にわたり町民のための生活基盤や産業などの発展を推進する予算となっているものであります。理事者におかれましては、なお一層の行財政改革に取り組まれるとともに、職員と一丸となつて町民の負託に応える町政執行にご期待申し上げます。賛成の討論といたします。

◎賛成討論 梶田道廣 議員
私は、町長の町政執行方針並びに令和2年度せたな町一般会計について十分に内容の精査を行い、予算委員会にお

いても終始にわたって活発な議論がなされたと思っております。

歳出につきましては、大変、財政状況が厳しい中、せたな町の生活の基盤の向上や、豊かな産業、観光の振興及び町民が健康で安心して暮らせるまちづくりのための新規、継続事業が盛り込まれており、また歳入についても、地方交付税をはじめ、交付税措置のある臨時財政対策債などや、財政調整基金などからの繰り入れなどにより、収支の均衡が図られているものであります。

町理事者には、今般の議会でご議員から出された意見や提言を真摯に受け止めていただき、町民の負託にしっかりと応える町政執行を強く要望し、賛成討論とします。

主な新規事業

◎窓口ネットワーク整備事業
行政情報ネットワーク機器、戸籍システムの更新と併せて本庁・支所間の窓口業務に関わるネットワークを整備するものです。

◎森林所有者意向調査業務
森林経営管理法の施行により、森林所有者の責務が強化されたことに伴い、森林整備の実施についての意向調査を行うことにより、整備が進むよう働きかけ、森林の集積を進めるものです。

◎友好交流都市交流事業

愛知県豊山町との友好都市交流協定の締結に伴い、両町相互の発展を目指した交流事業を実施するものです。

◎シャッターアート事業

檜山北高生によるシャッターアートをを行い、今年度においては北檜山区の国道沿い商店街の賑わい創出とイメージアップ並びに地域振興・観光振興の推進を図るものです。

◎地方創生推進事業

第2次せたな町創生総合戦略に基づき、交流人口の拡大や移住定住に向けた環境整備に努めるとともに、地域経済の活性化を目的とするものです。（出合いの広場事業、産業等活性化補助金）

◎空調設備設置工事

認定こども園内に空調設備（エアコン）を設置し、園児等の健康管理及び適正な教育・保育環境の充実を図るものです。

令和元年度補正予算

会 計 名		今 回 補 正 額	補 正 後 の 予 算 額	
一 般 会 計（第7号）		1億6178万4千円	92億434万円	
一 般 会 計（第8号）		350万円	92億784万円	
特 別 会 計	国民健康保険事業（第3号）	△ 1803万2千円	13億459万3千円	
	後期高齢者医療（第2号）	△ 16万9千円	1億5023万2千円	
	介護保険事業（第4号）	1710万3千円	10億5216万4千円	
	介護サービス事業（第4号）	△ 294万7千円	5786万3千円	
	簡易水道事業（第4号）	△ 896万9千円	3億2229万円	
	営農用水道等事業（第1号）	5万9千円	1531万4千円	
	公共下水道事業（第2号）	△ 1840万7千円	3億4914万5千円	
	漁業集落排水事業（第1号）	△ 51万7千円	1410万4千円	
	風力発電事業（第1号）	△ 2207万1千円	2842万円	
	瀬棚港旅客施設（第1号）	△ 160万1千円	32万4千円	
	病院事業会計(収益的収入及び支出)		△ 135万3千円	13億3829万5千円
	病院事業会計(資本的)	収入	12万3千円	4036万9千円
支出		0円	3909万7千円	

補正の主な内容

◎一般会計補正予算(第7号)
各種事務事業の執行による予算精査のほか、産業振興基金、生活交通確保対策費、公共施設整備基金への積立金や不採算分などに係る病院事業会計への繰出金などによる増です。

◎一般会計補正予算(第8号)
新型コロナウイルス感染症対策に係わる経費と、学校給食センターの空気調和器配管修繕の経費による増です。

◎国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
事務費及び保険給付費などの精査のほか、基金積立金、北海道からの特別交付金を財源とする病院事業会計への繰入金などによる減です。

◎後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
事務費の精査のほか、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金などによる

減です。

水道整備費の精査による減です。

条 例

◎介護保険事業特別会計補正

予算(第4号)

保険給付費の各種介護サ

ビス給付費負担金の精査、介

護給付費負担金等返還金など

による増です。

◎漁業集落排水事業特別会計

補正予算(第1号)

施設の維持管理経費の精査

による減です。

◎風力発電事業特別会計補正

予算(第1号)

施設の修繕料や風力発電事

業基金積立金の精査による減

です。

◎瀬棚港旅客施設事業特別会

計補正予算(第1号)

フェリーターミナルの管理

経費の精査による減です。

◎病院事業会計補正予算

(第4号)

・収益的収入及び支出

給与費及び減価償却費の追

加、材料費や経費の減額です。

・資本的収入及び支出

一般会計出資金の精査によ

る減です。

◎公共下水道事業特別会計補

正予算(第2号)

施設の維持管理経費及び下

◎職員の服務の宣誓に関する

条例の一部を改正する条例

について

会計年度任用職員の服務の

宣誓に関する規定を定めるた

め、本条例の一部を改正しま

した。

◎特別会計条例の一部を改正

する条例について

令和2年度より瀬棚港旅客

施設事業特別会計を廃止し、

一般会計において経理するこ

ととしたため、本条例の一部

を改正しました。

◎固定資産評価審査委員会条

例の一部を改正する条例に

ついて

情報通信技術の活用による

行政手続等に係る関係者の利

便性の向上並びに行政運営の

簡素化及び効率化を図るため

の行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する法律

等の一部を改正する法律の施

行により、行政手続等におけ

る情報通信の技術の利用に関

する法律の名称等が改正され

たことから、本条例の一部を

改正しました。

◎手数料条例の一部を改正す

る条例について

情報通信技術の活用による

行政手続等に係る関係者の利

便性の向上並びに行政運営の

簡素化及び効率化を図るため

の行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する法律

等の一部を改正する法律及び

旧優生保護法に基づく優生手

術等を受けた者に対する一時

金の支給等に関する法律の施

行により、住民基本台帳法等

の法律の一部が改正されたこ

とから、本条例の一部を改正

しました。

◎災害弔慰金の支給等に関す

る条例の一部を改正する条

例について

災害弔慰金の支給等に関す

る法律の一部を改正する法律

及び災害弔慰金の支給等に関

する法律施行令の一部を改正

する政令の施行により、災害

援護資金の貸付けに関する規

定が改正されたことから、災

害援護資金に係る償還金の支

払猶予及び償還免除の対象範

囲の拡大等について必要な措

置を講じるため、本条例の一

部を改正しました。

◎放課後児童健全育成事業の

設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正

する条例について

児童福祉法の一部を改正す

る法律の施行により、学童保

育所に従事する支援員の見直

しを図るため、本条例の一部

を改正しました。

◎学童保育所条例の一部を改

正する条例について

北檜山学童保育所へ入所す

る児童の定員数の見直しを図

るため、本条例の一部を改正

しました。

◎町営住宅管理条例等の一部

を改正する条例について

民法の一部を改正する法律

の施行により、町営住宅等の

家賃等徴収に係る法定利率が

改正されたことから、本条例

の一部を改正しました。

市町村計画の一部を変更しました。

法が成立し、アイヌ民族が先住民であると初めて明記されました。このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に、道南各地の町から先頭に立って民族共生社会を作り上げていくという決意を表明したく、決議案を提案しました。

◎病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

◎指定管理者の指定について

管理及び運営を効果的かつ

せつな町立国保病院の歯科

効率的に行わせるため、次の

部門を廃止するため、本条例

2施設について指定管理者を

の一部を改正しました。

指定しました。

◎医療職等奨学資金貸付条例

の一部を改正する条例について

いて

民法の一部を改正する法律

の施行により、奨学資金の貸

付に係る保証契約の極度額を

設定し、貸付期間を見直すた

め、本条例の一部を改正しま

した。

◎児童館条例を廃止する条例

について

瀬棚児童館の老朽化により

施設を廃止するため、本条例

を廃止しました。

その他

◎過疎地域自立促進市町村計

画の変更について

せつな町過疎地域自立促進

◎民族共生の未来を切り開く

決議について

2019年4月にアイヌ新

提出議員 平澤 等議員

賛成議員 吉田 実議員

梶田 道廣議員

本多 浩議員

橋本 一夫議員

熊野 主税議員

道高 勉議員

大湯 圓郷議員

横山 一康議員

石原 広務議員

菅原 義幸議員

議会ホームページをご覧ください!!

議会中継や議会の日程、会議録等を随時更新し、最新の議会情報をお知らせしています。

議会ホームページは、下記アドレスを直接入力し、せつな町ホームページから議会のページへ移動するか、せつな町議会で検索していただくことで、ご覧になれます。

<http://www.town.setana.lg.jp/>

せつな町議会



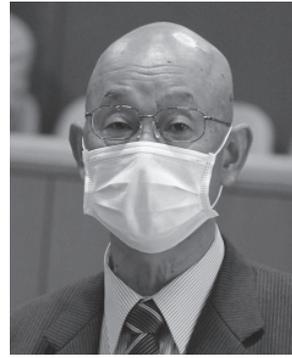
一般質問



7人の議員から一般質問があり、町長・教育長・代表監査委員に答弁を求めました。

大成水産種苗育成センターの今後の活用について

榊田道廣 議員



質問

昭和51年からアワビ供給を開始した大成水産種苗育成センターは道の補助事業の打ち切りとともに中間育成に事業転換しました。

しかし需要は年々減少し続け、平成28年秋からは町内出荷分のみです。

一方ナマコの需要の高まりを受け、平成17年度よりナマコ種苗の栽培試験事業を開始。今年は80万個の生産を見込んでいます。

水産種苗育成センターは国の補助金を利用した施設で、アワビ以外の種を生産することに厳しい制約があり、ナマ

コの需要が多いという理由での用途変更は簡単ではありません。補助金返還の縛りが取れるまでアワビの育成を続ける必要があります。ナマコの生産も試験栽培という位置付けでしか生産を続ける方法がありません。

今後交付税が削減される中、事業を継続するためにはアワビを含めたナマコやウニなど、他の魚種も生産できるように施設の用途変更を行う必要があると思いますが、所見を伺います。

答弁 町長

アワビ種苗については、ピーク時の平成11年度には9900万円の売込みがありましたが、年々町内外の需要が減少したことにより、平成30年度には648万円まで売込みが落ち込んでいます。

今後においても長く種苗セ

ンターとしての役割を維持していくためには、収支の改善を図る必要があるため、施設の目的外使用の手続きについて、現在北海道と協議中です。最終的には、国に施設の目的外使用をするための長期利用財産処分承認申請をし、承認が得られれば、アワビ以外の魚種の生産、売込みが可能となることから、手続きについては北海道と今後も協議をしながら取り進めたいと考えています。

再質問

合併当初約50万個の供給が令和元年度は2万7000個、今後3年間は管内への供給が見込めるが今後の数量増加は見込めない状態です。

今後イカやマス、鮭などの水揚げが減少し、町内の漁業者の高齢化が進む中、少しでも安定した収入を得ることのできるアワビ、ナマコ、ウニなどの支援はしっかりと続けてもらいたいし、そのためにも中核施設としての水産種苗育成センターは重要になって

きます。

交付税が削減される中、令和元年度のアワビ出荷量2万2700個、金額にして約648万円、維持管理費は約3800万円、約5倍の差があります。用途変更は大変難しい問題ですが、さまざまな魚種を育成・供給し、少しでも負担を減らさなければ今後の維持は難しいと思います。

また人材の育成も大変重要であり、今後も事業を継続していく上で経験と技術を次代の職員に繋ぐ必要があります。幅広い世代の人材を配置すべきと思いますが所見を伺います。

再答弁 町長

アワビ種苗の需要の減少については、社会情勢の変化等により、こういう状況に陥っているところですが、種苗センターの維持を継続していくためにも、収支の改善については、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところです。

そのためにも目的外使用をするための長期利用財産処分

この申請をして、ぜひ承認していただくように引き続き努力をしたいと思います。

また、人材の育成というお話ですが、職員の育成についてはこれまで同様、北海道栽培漁業振興公社のご指導をいただきながら業務に支障が出ないように考えたいと思います。



種苗センター

マイナンバーカードの普及について

熊野 主税 議員

持たなければ受けられないサービスが増え続けています。以下、3点について伺います。

①これらのサービスを受けられるように町からカード取得の啓発、手助けをしていく考えは。

②コンビニ交付は当町ではまだ行っていないですが、今後どのような対応をするか。

③※マイナポイントについて、国はキャッシュレス化を進めようとしています。商工会と連携を取りながら町民が恩恵を受けられるように進めるべきと考えるが、町長の考えは。

※キャッシュレス決済を利用した消費者に対して、国から付与されるポイント

答弁 町長

①町としても広報やホームページ等での啓発のほか、保険者証の更新時期にマイナンバーカードの申請書類を同封し取得勧奨を行うことや、施設などに職員が出向き出張申請受付の実施など、普及促進を図ります。

②コンビニ交付は、全国のコンビニの端末機から取得できるサービスで、夜間、休日を問わず必要なときに取得でき、住民サービスの向上が図られるものと考えますが、現状においては、様々な課題が有り、当面は推移を見守りたいと考えます。

③上限5000円のマイナポイントの恩恵を受けるためには、マイナンバーカード取得のほかに、キャッシュレス決済事業者が提供する決済サービスを選択するなど、電子マネーやスマホが必要となるため、普及率向上と窓口でのカード交付時における設定支援など検討したいと思えます。

地元商店で消費していただくためには、商店街でのキャッシュレス化が必要となるので、商工会には積極的に取り組んでいただきたいと考えています。町としても必要があれば協力したいと考えています。

再質問

増税対策だけでなく、今回の新型コロナウイルスへの経済対策についても考えると報道されていました。

切れ目の無いよう国がいろいろ手当てをしてくれても、これらはキャッシュレスでの支払いでなければ消費者還元之恩恵を受けられません。

マイナンバーカードとキャッシュレスの利用について相談できる窓口を作ってはと考えるが、町長の考えを伺います。

再答弁

町も含め全国的に低交付率の要因は、メリットを感じるものが少なく、取得に消極的な方が多いと感じています。国は、公務員の取得を推進

質問
マイナンバーカードの交付が開始され、3年が経過しました。マイナンバーカードは申請しないと交付されないことから、全国でも15%、当町でも9%程度の普及率です。
マイナンバーは社会保障、税番号制度、災害対策において横断的な共通番号で個人情報の特定を迅速に行う事が目的ですが、令和3年3月から健康保険証としての運用、マイナポイントの発行、住民票、印鑑証明等のコンビニ交付、年金ネット、電子証明書、身分証明書、住基カードからの移行とマイナンバーカードを



しており、当町にも共済組合から職員及びその家族宛に通知されました。

町も町職員の取得促進を図ると同時に、町民に対しても普及を図っていきますし、もちろん相談にも乗りたいと考えております。

キャッシュレス化は、これから増えると思いますが、利用者が少ない場合は店舗も導入することは難しいと考えます。商工会とも十分連携をしながら導入に対する支援をしていきます。

マイナンバーカードの取得、キャッシュレス化と段階を踏んで、対応したいと考えています。

新型コロナウイルス感染症による せたな町の対応について



質問

新型コロナウイルス感染症は、町内はもとより日本全国、世界各国での感染拡大が広がっています。

せたな町では新型コロナウイルス対策本部を設置し、早急にさまざまな対応を行っています。感染拡大の影響を受け、商店街または宿泊施設や飲食店の予約キャンセルが相次ぐなど、町内の事業者等への打撃は量り知れないものがあります。

まだまだ終息が見えない中で、町では現状をどのように考え、今後まだ続くと思われるコロナ感染拡大防止への対

吉田 実 議員

応、また商工業者等に対する救済、支援等についてどのように考えているか、お伺いします。

答弁 町長

新型コロナウイルス感染症という未知の感染症との闘いが現在続いています。当町でも2月27日、28日と合わせて3名の町民が感染しました。

3月15日現在の感染状況は、北海道148人、全国では1500人を超える方々が感染しており、いまだ終息の目途は立っていません。

当町の新型コロナウイルス感染症の対応については、既に行行政報告したとおり2月25日、新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染防止への対応策を検討し実施しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応ですが、

引き続き防災無線、町ホームページによる感染予防の周知、各種事業などの中止や延期、公共の集会施設を一時閉鎖するなどの対応を取っていきたく考えています。

また北海道教育委員会からの要請や、緊急事態宣言を発生した北海道と情報を共有しながら、小中学校や認定こども園、保育所をはじめ関係施設等の休業など、感染拡大防止に向け取り組んでいます。

商工業者に対する支援については、3月9日付で商工会から提出された要望書を基に、急速な資金繰りの悪化への対応や運転資金等の借入に対する利息と保証料の全額補給をするため、今定例会中に債務負担行為の補正をお願いしたいと考えています。

また、その他の支援策としては、プレミアム付商品券の他にも商工会や観光協会とも情報共有しながら効果的な支援、活性化策を検討したいと考えております。

今後とも新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対

応策を注視し、北海道や町議会、関係機関とも連携を図りながら、感染拡大防止と現下の諸課題に適切に対応するため、町として必要な対策を講じたいと考えています。

再質問

町長の答弁は、国や道が指示しているのと、やや似ているような感じを受けます。決して、今、終息という話ではなく、時間が長ければ長くなるほど影響がどんどん増えてきます。商工業者または、農業者、漁業者にも何らかのダメージは来るのではないかと感じています。

せたな町には国から支給されたマスクも届きました。

私の心配するところですが、医療施設、また福祉施設、介護施設は作業を止めるわけにはいきませんので、十分な対応ができていますのか、また消毒液、その辺のもろもろを含めた上で再度、町長の答弁を伺います。

再答弁 町長

新型コロナウイルスの影響については、現在のところ当町の工商业者においては、そういう状況になってはいますが、全国的には農業において生乳、それから肉畜等の価格は既に影響が出てきています。

今後、この春から生産される子牛部門の各作物にも、このままでは影響が懸念されると考えていますので、町としても、そうした状況をしつかりと見ながら対応したいと考えています。

また、議員が心配している福祉施設等の対応についても、面会の遮断や中止等対応しています。福祉施設での感染が出ますと、大変大きな問題となりますので、感染を絶対させない、絶対防止するという強い思いで、それぞれの施設で対応をしておりますところですので。

現状、マスク等の不足もありましたが、そうした施設においても、国から配付していた、だいていますので、今後、またそういう状況に陥るよう

なことが懸念された時には、町からも国、道に対してしっかりとお願いをして、危機的状況を回避するために頑張っていくと考えています。



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう!

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

丸根水産 厚生労働省 厚生労働省 コロナ

コロナウイルス啓発チラシ

グリーンパークエリアの今後の見直しについて

橋本 一夫 議員



質問

北檜山グリーンパークは平成8年から利用され、15年には利用者数が2万人を越え、利用料金合計で約700万円

と開設以来最高の実績となりました。同年には18ホールを増設し、36ホール体制になり、当然利用者数は増え好調な成果が期待されると新聞報道されました。

平成16年以降は利用料金の見直しなど行ってきましたが、高齢化に伴い、年々利用者の減少が進み、今後の施設管理運営に支障をきたす時期にあるのではないかと思います。施設敷

地内には児童が自然体験できる素晴らしい場所もあります。現在は活用されていません。パークゴルフ場の整備は芝生の状態も良く、利用者数の減少による利用料金の減少が、整備に係る費用とバランスが取れていないように思います。今後、全体規模もそうですが管理においても町長が常日頃言われている身の丈にあった町財政を実践するためにグリーンパークエリアは見直しをする時期ではないでしょうか。

答弁 町長

北檜山グリーンパークの設置目的は、町民に健全なレクリエーションや学習の場を提供し、健康増進とスポーツの振興に資するとされており、その役割は十分果たしているものと考えていますが、人口減少による中学生以下や一般利用者の減少及びレクリエーション等の実施数の減少については重要な課題であります。利用者数が大幅に減少し、利用料金が減っているのに施

設の規模やコンディションの維持に係る管理費は変わらないとの指摘はそのとおりと考えています。

日本一のロングホールとして売り込んできた観光施設でもあるパークゴルフ場ですが、令和2年度に行う公共施設個別計画の策定の際には、大幅な見直しをしなければならぬ施設のひとつであると考えています。

今後の施設管理については、パークゴルフ協会や賃借地の地権者等とも施設規模、管理運営のあり方について協議、検討したいと考えています。

北檜山恵福会運営事業助成金に関する監査委員指摘に対する今後の取り組みについて



横山 一康 議員

のか、以下2点について伺います。

① 監査指摘を受けた背景にはどのような課題や要因があったと考えているのか。

令和元年第4回定例会で補正計上された、北檜山恵福会運営事業助成金に関して、2月に行われた定期監査において、監査委員より再精査が必要であると監査指摘されました。

質問

このことに関しては総務厚生常任委員会においても調査協議しましたが、今後、公金の支出についてはこのような指摘が起こることのないよう努めなければならないと思います。

今回の監査指摘を受けて、町長がどのように考えている

いは、町側の判断と監査委員の判断とに齟齬が生じているものと受け止めています。しかし、私自身も監査意見の内容は重く受け止め、現在再精査の事務作業を進めています。どのような課題があったのかについても、再精査の中でしっかりと洗い出しをしたいと思っています。

② 町からの補助金等については、補助金等交付規則並びにそれぞれ事業ごとで定める補助金等交付要綱に基づいて交付されていますが、今回、今後留意されたいという監査意見を踏まえ、より一層適正な事務処理に努めていきたいと考えています。

② 監査委員から留意点として挙げられている、より詳細な交付金の算定基準、責任の所在や業務範囲等の基本事項の取り決めなど、町側の助成金支出についても、事前対策が不足していたと指摘されていますが、今後このことについてどのように対応するのか。

答弁 町長

① 北檜山恵福会運営事業助成金については、北檜山恵福会より提出された決算資料を基に、担当課において支出内容を十分精査したものと認識しており、今回の監査意見につ

再質問

町長は町側と監査委員との意見の相違と言うお答えですが、町民目線から見ると少し違和感があると思います。公金を支出する以上、より詳細に当該団体の経理内容を調べて支出しなければならないと思います。

今回指摘されている臨時職員の人件費、施設長らの給与の按分、勤務実態の書類は、当然町側から提出してもらおうよう要求し、指導もしなければならぬと思います。当該施設との情報交換や連携の不足はなかったのか、お聞きします。

また、町長は「身の丈に合った財政運営、令和3年度から交付税が一本算定になり、非常に厳しい時代が始まる。」と言っています。今回、監査委員から受けた指摘を町長だけでなく、議会もしっかり受けとめなければならないと思いますし、町職員一人一人にきちんと指導し、補助金の支出に対しては、しっかりとやっていたいただきたいと思っています。

再答弁 町長

再精査の中において、当該事業者である北檜山恵福会と、北檜山恵福会から出された内容について再精査しますので、その辺のやりとりはしっかりとやらせていただきます。監査委員のご指摘について

「せたな町新エネルギービジョン」 策定に向けた取り組みについて

質問

は、現在、再精査の事務作業を進めているところで。そうした中で、監査意見の内容と照らし合わせてしっかりと対応したいと考えています。いずれにしても今後こうした公金の支出については、このような指摘が起こることのないよう、注意を払って業務を進めたいと考えています。

恵福会より提出された決算

資料については、担当課においてしっかりと精査したものと私たちは判断をして議会にも提出し、監査委員にも監査をしていただきました。ただ、その時点で監査委員からご指摘があったということですので、これについて再精査をさせていた上で、どこに問題があったのかということについても併せて、しっかりと洗い出しをしていきたいと考えています。

町長は、今年度の町政執行方針で「せたな町新エネルギービジョン」を策定する準備に入ると謳っていますが、策定にあたり、以下の点について町長の所見を伺います。

答弁 町長

①再生可能エネルギーの推進はせたな町にとってどのようなメリットが具体的にあるのか。

②今回、せたな町として策定するビジョンはどのような範囲を想定しているのか。

③再生可能エネルギーはクリーンでメリットも非常に多いが、立地場所の住民にとっては少なからず負担も伴います。ビジョン策定にあたっては、関係する住民の意見をしっかりと聞いて、町民目線で策定していたらと思うが、どう考えているか。

①再生可能エネルギー推進のメリットですが、現在せたな町内で稼働している民間の風力発電という風車本体と送電線の固定資産税の収入や、発電に伴い現地法人がその業務を行い、現地での雇用や技術者の定任に繋がっています。また、風車の建設時においては、規模にもよりますが作業員や技術者など多くの方が長期にわたり町内に宿泊し、地域経済が潤っています。昨年4月に施行された再生エネルギー法により、洋上風力発電施設の促進区域に指定されると、先ほどのメリットのほかに、漁業等に対する振興策や洋上風力に関する地域産業の発展なども考えられます。さらには、せたな町の洋上風車風海鳥を含めた風力発電エネルギーの地産地消が将来可能となれば、クリーンな地域電力を安く町民に供給

することが最大のメリットになると考えています。

②策定するビジョンの範囲については、旧町において策定された新エネルギービジョンは、詳細で多岐にわたり、大変夢のあるビジョンが策定されています。

令和2年度に準備を進めるビジョンは、再生可能エネルギー推進の方向性や風海鳥の基本的な考え方と今後の活用、再生エネルギー法による洋上風力の推進、持続可能な目標の設定などを基本に、産、学、官、民で構成する策定委員会や専門委員会を中心に進めたいと考えています。

③町民目線での策定については、地域住民の意見と専門家の意見を聞きながら、十分に配慮していきたいと考えています。

再質問

洋上風力発電は、日本国内ではあまり例がないので、しっかりと準備を進めて下さい。

ビジョンの策定に関しては、有識者の方だけではなく、町民にもしっかりと周知し、関心のある方には公募の委員として入るなど、より町民目線のビジョンを策定していただきたいと思いますが、所見を伺います。

再生可能エネルギーとは、せたな町の地場産業である農林水産業とともに、今後10年20年先を見据えた時に、非常に大切な産業になっていくと思います。

再生可能エネルギー産業は従業員の定住、固定資産税、漁業振興、環境教育また観光資源など非常に裾野が広いものと思います。このあたりも産、官、学、民の有識者の方々としっかりと協議し、これからのまちづくりの大切な柱にするような視点を持ってビジョンを策定していただきたいと思いますが、考えを伺います。

再答弁 町長

ビジョンについては、しっかりとやっていきたと思います。

すが、再生エネルギーをこれから町として推進していくためには、何としてもこの再生エネルギー法に基づくこの促進区域の指定を受けることが大事です。

促進区域指定のプロセスについて既に昨年12月に再生エネルギー法に基づく促進区域指定に係る情報提供について道から町に照会がありました。これを受けて檜山管内洋上風力連絡協議会を設置し、構成員は管内の関係町と振興局、漁協となっております。そして檜山各町から北海道へ情報提供をしました。それを受けて北海道は、経済産業省、資源エネルギー庁へ情報提供を行っております。それから国でさまざまな審査をしながら有望な区域を選定するということになっていきます。

私たちとしては、何としても、この促進区域の指定を受けられるよう最大限檜山管内の関係町と協力をしながら、しっかりと対応したいと考えています。

そこで新エネルギービジョ

ンの準備をするということになります。町の財政への効果というものは大きなものがありますし、やはり子供達の環境教育、あるいは町民皆さんの環境、再生エネルギーへの理解、漁業振興への効果と、さまざまなメリットが出ると思っています。

当然デメリットについても心配される部分は出てきます。これを回避できるように洋上風力の推進が、町のためになるような形でしっかりと組み立てていかなければならないと思っておりますので、そうした努力をしたいと思えます。



風力発電

令和2年度における予算編成方針と財政健全化への取組みについて

道 高 勉 議員

ために指示した編成方針の具体的内容について

②全庁的行政改革として取り組んだ経常経費等の節減状況について

③経常収支比率（人件費、扶助費、公債費、補助費、施設維持費等）及び今後における財政調整基金などや地域振興基金の見通しについて

質問

合併算定替えの期間最終年となる令和2年度において、依存財源である普通交付税が前年度比5.7%減の40億4049万円で、前年度当初予算から2億4400万円の減額となっております。

一本算定となる令和3年度には、更なる減収が見込まれているところです。

一般財源収入が大変厳しい状況の中で予算編成されたことについて、町長の財政健全化に向けた基本的な所見について伺います。

①特に持続可能な財政運営の

答弁 町長

①令和2年度予算編成に当たっては、相当厳しい収支見通しが予測される中、(1)事務事業については、事業効果及び実績等を十分に検証、検討すること。(2)費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模縮小を図るなど、更なるスクラップ・アンド・ビルドによる事業見直しを行うこと。(3)各種団体等への補助は

団体要求の内容を査定、検討を行うことなどを指示しました。

② 経常経費は対前年度比6990万円の節減ができ、具体的には旅費や需用費等の事務経費、地道な調整に伴う補助金精査、類似施設の統廃合を行い節減を進めています。

③ 経常収支比率は令和元年度見込みで87.1%と平成30年度の86.4%より上昇傾向にあります。財政調整基金残高は令和2年度末で11億4000万円となる見込みで、今後非常に厳しい財政となることから、来年度財政計画を策定し、持続可能な行財政運営に努めなければならないと考えています。

再質問

① 平成28年から令和2年度の5年間が、一本算定後における町づくりの準備期間だったと思います。28年度時に財政の中期的な見通しという基本的な考えを町民に説明するべ

きだったのではないかと思えます。基本は町民の理解と協力です。町民に対して苦渋のサービス低下になる前に計画を早く立て、町民に説明し、議会との協議も進めなければならぬと思うが、町長の考え方を伺います。

② 行財政改革プランを立てるには職員が必要で、職員の人材育成、スキルアップについて特に取り組むべきことがあるかどうか。

また、地域振興のために合併特例債に基づく地域振興基金がありますが、これからやらなければならぬ事業がたくさんあります。職員に頑張ってもらわないと私は困ると思っています。人材育成のための対策を図っていただきたいと思っています。

再答弁 町長

① 新年度に令和3年以降に向けた取組みをしっかりと進めたいと考えます。町の状況を町民に正しくお伝えすることが大事であり、改革は町

民のご協力、議会のご理解もいただかなければならないと思います。

経常収支比率も限りなく硬直化に近づいています。

基金残高の令和2年度の見込みは約10億円減少の見通しを立てています。大変な財政状況をしっかりと受け止めて、身の丈に合った行財政運営をしていかなければならないと思っています。

② 職員については、緊張感、危機感をもって様々な機会を捉えてスキルアップに努めていきます。

町財政運営については、当然その方向でスピードアップして取り組む考えです。身の丈に合った予算に到達するまで不足の部分を経費で補っていかねばならないと考えています。

しかし、むやみに改革なしに基金を注ぎ込んでいくことは許されないので、見直しを立てて、段階的に改革を進めていくことになると思います。

新年度における認知症予防対策及び移動支援体制の取組みについて

質問

① 本町において増加傾向にある認知症の発症や進行を緩やかにするための新たな予防事業の取組み及び一人暮らしなど健やかに日常生活を過ごさせている高齢者の方の、介護予防が図れるための栄養、運動、社会参加に向けた活動支援対策について伺います。

② 新年度において、交通弱者として町内の多くの高齢者から社会参加機会拡充を求められています。そのためにもコミュニティバスなどによる移動支援体制の整備について伺います。

答弁 町長

① 認知症の発症を遅らせる新たな予防事業として、今年度から頭の健康チェックを実施し、早期発見に努めています。介護予防教室等の通いの場への参加や住民主体サロンの

利用、さらには認知症予防のためのふまねつと教室、運動指導を取り入れた冬場の閉じこもり予防教室を開催しています。

② 高齢者の社会参加に向けた取組みの一つである住民主体のサロン活動の拡充に併せて、移動手段確保の必要性について認識しています。

今後、生活サポートセンター運営協議会の中で、移動支援の課題である車輛の確保や運行管理を始め様々な事項について検討し、どのような移動支援の形態が良いのかを次年度も引き続き協議を進めると共に、関係機関と連携し、サービス創設に向けて努力します。

再質問

① これからの課題として、予防活動や包括支援センター等の事業に参加できない方々に

対する啓発に、重点的に取り組んで行くことだと思います。サロン活動の課題は地域の中での移動支援体制です。

せたな町は先進的な取り組みをしている町として、さらにグレードアップした体制整備を一年でも早くし、町長の政策として誇れるような仕組みづくりに取り組んでいただきたいが所見を伺います。

②移動支援についても、これに応えるためには財源が必要です。国から示された制度や仕組みを活用しながら、町長がリーダーシップをとって、町長の判断でこういう町にしていくというものがないと動かないと思います。

高齢者の方々もいろいろ情報を聞きたがっており町長の考え方、2年も3年も先送りをするのかお聞きしたいと思います。

再答弁 町長

①認知症予防対策に関しては、認知症映画会の開催や介護予防教室にて普及啓発に取り組

みたいと思います。

また、頭の健康チェックにより早く発見して対応することが大事だと認識しています。

移動支援サービスについては、持続的なサービス提供ができる体制を作っていくかなければならないことから、介護保険に関わる地域支援事業の補助金を活用するなど、新たな仕組みを生活サポートセンター運営協議会で協議し、予防についてもしっかりと対応したいと思います。

②移動支援については、ひとつの考え方としてボランティアを活用した互助活動、地域支援事業の補助金を活用した形での支援のあり方など、さまざまな方法について具体的に検討しているところです。これにしっかりと対応すべく検討を進めていきたいと考えています。



ふまねっと教室

農業、漁業、商業の振興と（仮称）新チャレンジ等支援事業助成金制度の実施について



菅原義幸 議員

使い勝手の良い新しい制度を創設し、新年度からさらに3年間実施すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

答弁 町長

農業チャレンジ事業は多くの生産者が利用し、非常に効果的で活用しやすい事業でした。商業、漁業チャレンジ事業は、申請件数は少ないものの経営発展や所得向上のための規模拡大など、経営基盤の強化が図られたと認識しています。

令和2年度以降は十分検証し、引き続き農業、漁業、商業発展のための施策を検討したいと考えています。

再質問

町長答弁は全く不明確です。まず漁業の水揚げは合併時の17億円から昨年度は8億円

質問

せたな町の農業、漁業、商業の各チャレンジ等支援事業助成金の交付は本年3月31日で終了しますが、昨年12月時点での交付実績は農業の2億2千万円に対し、漁業は1千4百万円です。

産業振興基金の運用実績も平成25年度から7年間で農林関係3億円に対し、漁業関係商工関係は各6千万円に留まっています。

去る9日の議会において産業振興基金に2億円を積み増しし、2億8千万円となりましたので、これを原資として

再答弁 町長

に落ち込み、後継者不足と相まって危機を迎えています。商工関係も人口減による購買力減少、昨年10月の消費税増税と、この度の新型コロナ不況で大変な状態です。

漁業の水揚げの落ち込みは、イカの不漁と漁業者の減少も一因かと思えます。

そこでチャレンジ事業の助成率を50%にするとか適用条件を緩和するなどして、より使い勝手の良いものにするのが大事です。新規就業者支援も大事であり大きな成果を期待しますが、現存の漁業者、商工業者が苦しんでいる実態に対して支援の手を差し伸べることも大事だと思えます。

3年間チャレンジ事業を実施し、漁業も成果があったと思います。3年間チャレンジ事業を実施し、漁業も成果があったと思います。さらに成果の上がる事業を展開していくためには2、3日では判断できず、令和3年度に向けて考えたいと思えます。

産業振興基金は、すでに2億8千万円が確保されていますので、今定例会で具体化し、4月1日から切れ目なく実施することを求めます。

落ち込んでいる主要魚種に代わる魚種をどこに求めることになるかと思えますが、令和2年度の予算編成時においても、産業団体から明確な要望の話はありませんでした。

3年間実施した事業を検証しながら、将来を見て漁業の進むべき方向を漁業者と漁協が定めていくことも大事なことで、両面にわたって働きかけていきたいと思っています。

使い勝手の良い制度にするノウハウは担当課で蓄積しており、財源も確保されていますので4月から実施すべきです。町長は、原点に立ち返って町民の生活に真摯に向き合うべきではありませんか。

議案も出さずに町長が、1億5千万円の畜産クラスター事業助成金を、自分の会社に支出したことについて

質問

2月の議会だよりを読んだ複数の町民から新たな疑問が寄せられています。その主なものとして以下3点を挙げます。

①間違ったことはしていないと集会で説明していたのに町長が「不適切」と認めたのは本当か。

②不適切であったと認めたのが事実であるとすれば、補助金は返還すべきではないか。

③クラスターとは房、集団、群れという意味なのに、町長が経営する会社1社だけが1億5千万円も独り占めするのはひど過ぎないか。

町長が行った1億5千万円に及ぶクラスター事業補助金の不適切な専決処分は町民の間では決して過去の問題にな

り、決して1企業が独占したということはありません。

再質問

私と町長との間で交わした項目を全部否定する答弁です。特に「専決処分は不適切だった」という合意を否定するのであれば、補助金を返せという町民の声も含めて今後町長の責任を追及します。

答弁 町長

①私は終始一貫して専決処分については地方自治法第179条第1項の要件に基づき適切である旨を答弁しています。これまで同様、町政執行に支障がないように適切に専決処分をしていく考えであります。

②補助金を返すべきとのこと指摘にはあたりません。

③畜産クラスター事業の事業主体は若松・瀬棚地区米飼料利用促進協議会であり、JA新函館若松基幹支店管内の水稲、耕種農及び高橋畜産で構成され、地域内循環型農業を実施するために組織されたものです。補助金はその協議会に対して交付されたものであ

畜産クラスター事業というのは複数の畜産農家が進める事業です。先程の答弁では高橋畜産以外に畜産農家はおりません。しかも、協議会自体で1億5千万円は使っておらず、そっくり高橋畜産の新豚舎の事業に回されています。見え透いたごまかしはすべきではありません。

本件は、自分が経営する会社に対して、議決も得ずに1億5千万円の補助金を町長自身が出したことが問題であり、今後とも定例会で質問します。

町長の意思で議決すべき議案を議会に提出しなかったのですから、議会開催中に専決

処分などできるものではありません。しかも「不適切な処分だった」という確認が私と町長との合意です。そこをこまかすことが問題なのです。その事実を全戸に報告したいと思います。

再答弁 町長

議員の質問に過去何度も同じような答弁をしています。今回の質問は町民の方からの疑問ということで、答弁しました。

さらに何かありましたら、直接町民から話を聞かせていただいていたらせていただければ理解ができるのではないかと思います。

地方自治法第179条関係につきましては、町の判断と菅原議員の判断は平行線です。また、平成30年5月31日の特別委員会です決処分等に関する一連の問題について議長より5項目について提案され、平成30年5月17日に両者協議の上、合意したということを受けます。この問題は解決済みと受け取っています。

せたな雅荘の再開の見通しと、社会福祉法人北檜山恵福会に対する運営事業助成金について

質問

①せたな雅荘の再開について、これまで町長は「町内事業所に検討していただいている」と答弁してきましたが、その後の経過について伺います。万一、再開できなかった場合、入所待機者に対する説明はどうされますか。

また、北海道から要求されるであろう1億5千万円の補助金返還問題と併せて答弁を求めます。

②社会福祉法人北檜山恵福会運営事業助成金について、令和元年度定期監査結果の報告内容は、誠に厳しいものがあります。代表監査委員から監査内容を詳細に伺うと共に、助成金を再精査の指摘に対する町長の所見を伺います。

答弁 町長

①現在、検討していただいている事業所の関係者により、1月上旬に施設の視察が行われた後、事業継承に向けての確認作業を行っており、現在も検討していただいています。町としては、事業再開ができるよう努力を続けています。

②助成金については担当課において十分精査し、交付したものと認識しており、今回の監査意見については、町側の判断と監査委員の判断に齟齬が生じているものと思います。しかし、監査意見の内容は重く受け止めており、現在、再精査の作業を進めています。

答弁 代表監査委員

本件の定期監査は、2月5日、14日に北檜山恵福会運営事業助成金3980万円の助成額が適正か否かを監査しま

した。

内容として、退職給付引当資産、職員並びに非常勤職員の給与配分、介護職員の処遇改善交付や介護人材確保の経営努力についても確認しました。その他、町と恵福会のやり取りの書面や町の助成金交付要綱なども確認しました。監査として、閉所に向けた入所者の移動に伴う職員の人件費、施設長等の給与に対する按分経理などの精査が十分であると考え、再精査の指摘となりました。また端数処理の理由が明確でなかった中で、根拠の確認もお願いしました。

さらに今後の助成金のあり方を考え、3点の意見を補足しました。

代表監査委員へ再質問

町の担当課の助成金精査はわずか1時間で不十分です。しかも雅荘には、186万円の償却資産が残っているのに、この分も助成金に認めるのは極めて不十分です。以上のことから今後私は、代表監査委

員に対する住民監査請求と住民訴訟も展望着しています。

町長へ再質問

①町長は、再開の交渉相手は町内事業所だと言っています。どの法人ですか。隠す必要がありますか。再開への問題点も含めて情報公開を求めます。また入所希望者への説明内容も伺います。

1億5千万円の補助金返還を、恵福会ができるのかという問題もあるので、特別委員会など議会全体で検討する必要があります。

②交渉相手を秘匿するのは疑問であり、再開できるのか心配です。これまでの恵福会への助成金は、雅荘を継続するためでしたが、今回は撤退した後の助成金です。他の民間事業所との整合性が失われるため、助成するのであれば、再開を要請するべきではありませんか。

再答弁 代表監査委員

雅荘内の固定資産備品につ

いては、私も注視してまいりました。しかし雅荘にある備品は、介護の特殊な備品であり、価格の見積もりは困難でした。

また減価償却も、あと1年で償却が切れるというものが大部分でした。備品そのものについては、雅荘の財産処分権に属すると判断し、処分財産として赤字補填に見積もるのは、難しいと判断しています。消耗品の残について担当課に確認すると、無いということであり、リース物件も解約の手続きを取っているとのことでした。一部の備品は残存していますが、このような内容で処置をしたということでご理解をお願いします。

再答弁 町長

①町内の事業所の関係者によって、作業を進めています。3月3日来町予定が新型コロナウイルスの関係で来町できなくなりましたが、再開に向けて進んでいます。

法人名につきましては、内々で作業を進めているので差し控えます。

監査意見につきましては、再精査の事務作業を進めている最中であり、その結果で必要な対応をしたいと思えます。

②今検討していた、たいしている事業所の名前については、まだそういう状況なので控えめです。

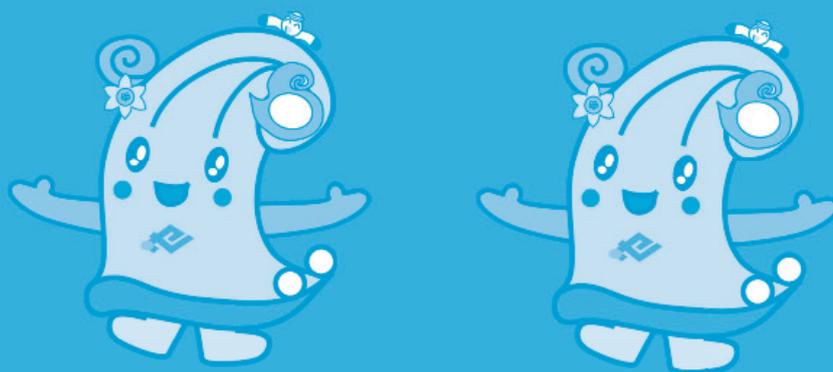
監査委員の指摘は、再精査の結果によって、是正もあリ得ると考えています。

いずれにしても雅荘の再開に向けて努力をさせていただきます。

※菅原議員については、4項目の質問を行い、3項目について掲載しておりますが、残りの1項目については「新型コロナウイルス感染症対策について」と題し、「町としての対策、小中学校の臨時休校に伴う諸課題等」について質問を行いました。

広報発行要領により1人3問までの掲載となっております。質問項目は本人が決定しております。

今は、きよりをとって



委員会レポート

総務厚生常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和2年2月13日

二、調査項目

(1) まちづくり推進課所管

- ・友好交流都市との交流事業（愛知県豊山町との交流事業）について調査しました。
- ・出合いの広場開催事業補助金について調査しました。
- ・産業等活性化補助金の概要について調査しました。
- ・シャッターアート事業について調査しました。
- ・指定管理者の指定（温泉ホテルきたひやま）について調査しました。

(4) 町民児童課所管

- ・第2期せたな町子ども子育て支援事業計画について調査を受けました。
- ・学童保育所関係条例等の一部改正について調査しました。

- ・認定子ども園エアコン設置工事について調査しました。

(5) 総務課所管

- ・本庁舎長寿命化改修工事について調査しました。
- ・窓口ネットワーク整備事業について調査しました。
- ・公共施設等防犯カメラ設置について調査しました。
- ・防災行政無線デジタル化整備事業について調査しました。

(2) 財政課所管

- ・せたな町特別会計条例の一部を改正する条例（瀬棚港

- ・地域公共交通の状況について報告を受けました。

- ・せたな町特別会計条例の一部を改正する条例（瀬棚港

旅客施設事業特別会計の廃止）について調査しました。

(3) 国保病院所管

- ・新病院建設基本構想・基本計画策定支援業務について調査しました。

(6) 保健福祉課所管

- ・社会福祉法人等による介護サービス利用者負担軽減事業について調査しました。

懇話会設置要綱の制定について調査しました。

(3) 水産林務課所管

- ・森林所有者意向調査業務について調査しました。
- ・水産物荷捌所改良工事について調査しました。

(4) 建設水道課所管

- ・普通河川須築川河口浚渫工事について調査しました。
- ・熱源供給施設改修事業について調査しました。

・せたな町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について調査しました。- ・せたな雅荘の再開に係る現状について報告を受けました。

産業教育常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和2年2月10日

二、調査項目

(1) 共通

- ・産業等活性化補助金の概要について調査しました。

(2) 農務課所管

- ・ため池ハザードマップ作成業務について調査しました。
- ・西兜野排水機場改修事業調査計画負担金について調査しました。

- ・指定管理者の指定（せたな町営牧場）について調査し

- ・普通河川兜野川改修事業について調査しました。
- ・せたな町営住宅管理条例施行規則等の一部改正について調査しました。
- ・町営住宅等長寿命化計画策定について調査しました。
- ・公共下水道事業公営企業会計移行事業について調査しました。

ました。

(5)教育委員会事務局所管

- ・スクールアドバイザーの設置について調査しました。
- ・ICT機器の整備について調査しました。
- ・北檜山中学校等避雷設備設置工事について調査しました。
- ・第3次教育推進計画について調査しました。
- ・若松小学校統合に向けた要望書について調査しました。

第2回

一、調査年月日

令和2年2月17日

二、調査項目

- ・建設水道課所管
- ・町道山麓通線に係る未処理用地について調査しました。

第3回

一、調査年月日

令和2年3月10日

二、調査項目

- ・建設水道課所管
- ・町道山麓通線に係る未処理用地について調査しました。

議会広報発行常任委員会

第1回

一、調査年月日

令和2年1月28日

二、調査項目

- ・議会広報58号のゲラ編集をしました。

春の交通安全 気をつけましょう!!



交通事故が多発する春を安全に過ごすため、
交通安全について家族みんなですっかり確認し、
危険を見逃さず事故防止に
努めましょう。



政務活動費執行状況

交付額	950,000円
執行額	257,800円
執行率	27.14%

政務活動費とは、議員の調査研究に役立てるため必要な経費の一部として交付されるもので、本町議会議員には、一人当たり年額12万円が交付されています。(新任議員については11万円)

各議員は収支報告書に1円から領収書を添付し、議長に報告しています。また、議長は各議員からの収支報告書のチェックを行い、透明性の確保に努めています。

残額が出た場合は、町に返還しています。

令和元年度は8人分、計95万円を交付し257,800円の執行により執行率27.14%でした。

※ 吉田実議員、橋本一夫議員、道高勉議員、真柄克紀議員は政務活動費の交付申請をしませんでした。

議員名	交付決定額	執行済額	未執行額	執行率
梶田道廣	120,000円	0円	120,000円	0.00%
本多浩	120,000円	2,300円	117,700円	1.92%
熊野主税	120,000円	84,820円	35,180円	70.68%
大湯圓郷	120,000円	3,420円	116,580円	2.85%
横山一康	110,000円	110,000円	0円	100.00%
石原広務	120,000円	32,400円	87,600円	27.00%
平澤等	120,000円	22,220円	97,780円	18.52%
菅原義幸	120,000円	2,640円	117,360円	2.20%
計	950,000円	257,800円	692,200円	27.14%

議員名	支出内訳							
	調査研究費	研修費	広報・広聴費	議員活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費
梶田道廣	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
本多浩	0円	0円	0円	0円	0円	0円	2,300円	0円
熊野主税	0円	84,820円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
大湯圓郷	0円	3,420円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
横山一康	0円	101,553円	0円	0円	0円	0円	9,350円	0円
石原広務	0円	0円	32,400円	0円	0円	0円	0円	0円
平澤等	0円	0円	0円	0円	0円	0円	22,220円	0円
菅原義幸	0円	0円	0円	0円	0円	0円	2,640円	0円

議会の動き

◆ 1 月 ◆

- 20日 管内定例会議長会議（21日まで）
- 28日 第1回議会広報発行常任委員会

◆ 2 月 ◆

- 10日 第1回産業教育常任委員会
- 12日 第1回北部桧山衛生センター組合議会定例会
第1回北部桧山衛生センター組合議会全員協議会
- 13日 第1回総務厚生常任委員会
- 17日 第1回全員協議会
第2回産業教育常任委員会
- 25日 第1回議会運営委員会
- 28日 第2回議会運営委員会

◆ 3 月 ◆

- 2日 第1回定例会（1日目）
- 9日 第1回定例会（2日目）
予算審査特別委員会（1日目）
- 10日 第3回産業教育常任委員会
- 16日 第1回定例会（3日目）
- 17日 予算審査特別委員会（2日目）
- 18日 予算審査特別委員会（3日目）
第3回議会運営委員会
- 19日 予算審査特別委員会（4日目）
定例会（4日目）
- 31日 第2回全員協議会

議会を傍聴 しませんか

町政はあなたの ために...

第2回定例会を

6月11日から

予定しております。

お気軽においでください

事務局からのお願い



議会議長宛の案内・
請願・陳情等は、
議会事務局へ提出
願います。

編集後記



世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスは我が町でも感染者が出ました。保育所、こども園、小中学校、高等学校の卒業式、入学式、入園式が例年とは違い短時間、簡略な式で終えました。親御さんとはより、おじいちゃん、おばあちゃんも晴れ姿を見ることが出来ず残念です。

一方、議会では令和2年第1回定例会が一週間遅れで開会となり、令和2年度予算は議会で可決されました。

オリンピックとパラリンピックも来年まで延期と決まり、また各プロスポーツは中止延期となりました。選抜高校野球は中止となり残念です。

町民皆様には新型コロナウイルスに感染しないよう心から願っております。

（大湯）

議会広報発行常任委員会

委員長	梶 田
副委員長	横 山
委員	本 多
〃	橋 本
〃	湯 本
〃	大 湯
〃	石 原
〃	廣 道
〃	一 道
〃	圓 一
〃	務 郷
〃	夫 浩
〃	廣 康